

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

アイペット損害保険株式会社（以下「当社」）は、「ペットとの共生環境の向上とペット産業の健全な発展を促し、潤いのある豊かな社会を創る。」を経営理念に掲げ、健全かつ安定した事業経営、ご契約者さまの保護、お客さまの利便性向上及び透明性のある経営を軸として企業価値向上に努めております。

これらを推進する経営態勢として、当社は執行役員制度の導入による意思決定や業務執行の迅速化・効率化を図る一方で、独立役員の要件を満たす社外取締役の選任等を通じて経営監督機能を強化し、実効性のあるコーポレート・ガバナンス態勢の構築に努めております。また2019年6月に監査等委員会設置会社へ移行し、2020年4月に任意の指名・報酬諮問委員会を設置し、取締役会の監督機能の強化や透明性の向上に取り組んでおります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

当社は、東京証券取引所マザーズに上場しているため開示義務はありませんが、情報開示の充実を図る目的において、任意にコーポレートガバナンス・コードへの対応状況を、以下のとおり開示します。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は、当社と関連当事者との取引が、当社と株主共同の利益を害することのないよう、関連当事者取引の内容を開示し、当該取引を適切に把握・管理し、不適切な取引を排除することを目的として関連当事者取引規程を制定しており、取引を行う際は原則事前の取締役会の承認を義務付けること等で適切に監視しております。

【原則3-1 情報開示の充実】

1. 【原則3-1-(iii)】（取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続き）

本報告書「II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営官営組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」の「取締役報酬関係」に記載のとおりです。

2. 【原則3-1-(iv)】（取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続き）

取締役候補者の選任方針については、任意の指名・報酬諮問委員会で審議のうえ、その答申内容をもとに取締役会において制定しております。同方針は、本報告書の【補充原則4-11-1】（取締役会の構成と選任方法）に記載のとおりです。取締役の選任及び解任に関する株主総会議案については、指名・報酬諮問委員会での審議を経て取締役会において当該議案が決議されたのち、株主総会において決議をいただいております。

【補充原則4-2-1】（取締役の報酬）

本報告書「II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営官営組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」の「取締役報酬関係」に記載のとおりです。

【補充原則4-11-1】（取締役会の構成と選任方法）

取締役会の構成は、議長である代表取締役社長を含む取締役9名で構成されており、その内訳は、監査等委員でない取締役5名、監査等委員である取締役4名（うち、社外取締役4名、そのうち、独立役員4名）です。取締役会が全体としての知識・経験・能力のバランスや多様性が確保された構成となるよう、当社の任意の指名・報酬諮問委員会で審議のうえ、取締役会で取締役候補者の選任基準を定めております。

(1) 社内取締役の選任基準について

会社の業態をよく理解し、会社経営に必要な広範な知識を有し、取締役会の構成員として会社の重要な業務執行を決定するに十分な能力を有する者。

(2) 社外取締役の選任基準について

取締役の職務執行に対する、取締役会による監督の実効性を確保するため以下のいずれかの分野における高い見識と能力を有する者。

・経営、保険・金融、ペット・獣医療、IT、法律または財務会計等の企業経営に関わる専門的な知識

(3) 取締役の選解任等の手続きについて

代表取締役の選解任や取締役候補者の指名に当たっては、独立社外取締役を主要な構成員とする指名・報酬諮問委員会での審議を経たうえで、取締役会で決議する。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
--------	----------	-------

株式会社ドリームインキュベータ	6,068,004	56.20
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	1,032,000	9.55
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	496,200	4.59
双日株式会社	468,000	4.33
株式会社フォーカス	468,000	4.33
YCP HOLDINGS LIMITED (常任代理人 みずほ証券株式会社)	468,000	4.33
株式会社ソウ・ツー	420,000	3.89
アイペット損害保険従業員持株会	110,380	1.02
田中 聡	58,900	0.54
山村 鉄平	56,200	0.52

支配株主 (親会社を除く) の有無	――
親会社の有無	株式会社ドリームインキュベータ (上場:東京) (コード) 4310

補足説明	――
------	----

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 マザーズ
決算期	3 月
業種	保険業
直前事業年度末における (連結) 従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における (連結) 売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針 更新

当社の親会社である株式会社ドリームインキュベータは、株式の56.20%を保有しております。親会社を含む支配株主との取引については、取引を行うこと自体に対する事業上の必要性があること、および取引条件の妥当性があることが担保され、当社の利益が損なわれる状況にないもの以外は、これを行わないことを基本方針として関連当事者取引管理規程を策定しております。また、支配株主との取引が業務上発生した場合においては、当該取引が適正な職務権限のもとに行われたかを、取締役会、監査等委員会等を通じて確認することにより、適正性を確保しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

当社の親会社である株式会社ドリームインキュベータは、株式の56.20%を保有しております。親会社との関係については、親会社の取締役が当社の非常勤取締役として就任しておりますが、上場会社のグループにおける知見の活用による、当社のコーポレート・ガバナンス体制の強化を目的としたものであり、当社事業運営の決定を妨げるものではありません。また、親会社従業員との出向契約があり、本出向契約は重要性の判断基準に該当しないため有価証券報告書等による開示対象ではありませんが、当社の取締役会において、取引の必要性および重要性および条件の妥当性を確認しております。

その他、親会社への事前協議事項は無く、親会社グループとの事実上の競合も発生しておらず、当社の事業運営の独立性は保たれております。

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
杉町真	他の会社の出身者											
星田繁和	他の会社の出身者											
比護正史	弁護士											
待鳥啓信	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

h 上場会社の取引先（d、e及びiのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等 委員	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
杉町真	○	○	---	杉町真氏は、保険会社における豊富な業務経験、経営経験及び監査役等の経験を通じて培われた見識に基づき、監督機能を果たし、一般株主の利益に配慮した公平・公正な質問・提案等を行えると考えております。また取引所が定める独立性の要件を満たしており、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断したことから、独立役員に指定致しました。

星田繁和	○	○	----	星田繁和氏は、保険会社における豊富な業務経験を通じて培われた見識に基づき、監督機能を果たし、一般株主の利益に配慮した公平・公正な質問・提案等を行えると考えております。また取引所が定める独立性の要件を満たしており、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断したことから、独立役員に指定致しました。
比護正史	○	○	----	比護正史氏は、大蔵省・財務省において要職を歴任した経験と、金融法務に関する弁護士としての専門的知見に基づき、当社の経営に対して監督機能を果たし、一般株主の利益に配慮した公平・公正な質問・提案等を行えると考えております。また取引所が定める独立性の要件を満たしており、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断したことから、独立役員に指定致しました。
待鳥啓信	○	○	----	待鳥啓信氏は、保険会社における豊富な業務経験及び監査役経験を通じて培われた見識に基づき、監督機能を果たし、一般株主の利益に配慮した公平・公正な質問・提案等を行えると考えております。また取引所が定める独立性の要件を満たしており、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断したことから、独立役員に指定致しました。

[監査等委員会]

委員構成及び議長の属性

更新

	全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	委員長 (議長)
監査等委員会	4	1	0	4	社外取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり				

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

内部監査部門である監査部の職員は、監査等委員会の職務を補助するスタッフ（以下、「監査等委員会スタッフ」）として、監査等委員会の職務を補助し、その業務に関して必要な情報収集権限を有しております。また、監査等委員会スタッフに対する人事考課、人事異動および懲戒処分は、監査等委員会の同意を得たうえで行うほか、監査等委員会スタッフは、その業務に関して監査等委員会の指揮命令にのみ服し、監査等委員以外の取締役等からの指揮命令を受けないこととしております。以上のように、当該使用人が監査等委員会の職務を補助するに際しては、取締役（監査等委員会である取締役を除く）の指揮命令系統には属せず、独立して監査等委員会の職務にあたることのできる体制としております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会、会計監査人および内部監査部門の三者による定期的な連絡会を開催しており、各監査の実施状況や結果等について意見交換を行うことで適時連携を図り、実効性ある監査の実施に努めております。

[任意の委員会]

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	更新	あり
--------------------------------	----	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

更新

	委員会の名称	全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他 (名)	委員長 (議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬諮問委員会	4	0	1	3	0	0	社外取締役

報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬諮問委員会	4	0	1	3	0	0	社外取締役
------------------	------------	---	---	---	---	---	---	-------

補足説明 更新

当社は、取締役会の諮問機関として、取締役の指名・報酬等に関する手続きの公正性・透明性・客観性を強化し、コーポレート・ガバナンスの充実に図るため、任意の指名・報酬諮問委員会を設置しており、指名委員会と報酬委員会の双方の機能を担っております。指名・報酬諮問委員会は、年1回以上適宜開催し、独立社外取締役3名および代表取締役で構成されており、委員長の選定および解職は指名・報酬諮問委員会の決議により選定されます。また、オブザーバーとして取締役（非常勤）が出席しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	4 名
-------------------------	-----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入、その他
---------------------------	--------------------

該当項目に関する補足説明

ストックオプション制度の導入

本制度は、株主価値と取締役および従業員の利益を一致させることにより、取締役および従業員の業績向上や起業価値の増大、株主重視の経営意識を高めることができるといった観点から、ストックオプションを付与することとしております。その付与については、株主総会で承認された取締役報酬等の限度額内で算定しており、取締役会において、業績等に対する貢献度等の要素を総合的に勘案して決定しております。

※以下の譲渡制限付株式報酬制度の導入により、すでに付与済みのものを除き、取締役に対するストックオプション制度を廃止し、今後、取締役に対するストックオプションとしての新株予約権の新たな発行は行いません。

譲渡制限付株式報酬制度の導入

本制度は、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象役員」という。）に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として導入いたしました。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員
-----------------	-----------

該当項目に関する補足説明

当社の取締役（社外取締役を除く。）および従業員に対して、当社グループの業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的として、ストックオプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上のものが存在しないため、個別報酬の開示を行っておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり
--------------------------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【原則3-1-(iii)】（取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続き）

取締役の報酬の基本方針については、以下のとおり、任意の指名・報酬諮問委員会で審議のうえ、その答申内容をもとに取締役会において制定しております。

- 業績および中長期的な企業価値との連動を重視した報酬とし、株主と価値を共有するものとする。
- 当社取締役の役職に基づく役割および職責に相応しい水準とする。

(3) 社外取締役が過半数を占める指名・報酬諮問委員会の審議を経ることで、客観性および透明性を確保する。

[補充原則4-2-1] (取締役の報酬)

1. 取締役の報酬の構成

- (1) 基本報酬は、役職に基づく役割および職責等に応じて支給する。
- (2) 業績賞与は、当社業績、個人の業務執行状況および貢献度等に応じて支給する。
- (3) 株式報酬は、中長期的な企業価値向上を通じ、株主との価値共有を目的として支給する。

2. 具体的な取締役報酬の構成

(1) 監査等委員でない取締役

業務執行を担うことから、短期の業績目標達成および中長期の企業価値向上を意識付けるため、基本報酬、業績賞与、株式報酬で構成する。

(2) 監査等委員でない取締役(非業務執行)

当社の経営に対して監督および助言を行う役割を担うことから、基本報酬(固定報酬)のみの構成とする。

(3) 監査等委員である取締役

客観的立場から監査等委員でない取締役の職務の執行を監査する役割を担うことから、基本報酬(固定報酬)のみの構成とする。

3. 取締役報酬水準および構成比率の設定

取締役報酬水準は、主に国内における当社と同規模程度の企業、または国内の同業他社と比較して遜色のない水準となるように設定する。

監査等委員でない取締役(非業務執行者を除く)における構成比率は、基本報酬:業績賞与:株式報酬=2:1以内:1以内に設定する。

4. 取締役報酬の決定手続き

(1) 取締役報酬の基本方針に沿って公正かつ合理的な制度運用が担保されるよう、当社の役員報酬水準および構成比率の決定に際しては、指名・報酬諮問委員会の審議を経て、取締役会で決定する。

(2) 各取締役報酬の具体的決定手続きについては、以下のとおりとする。

① 監査等委員でない取締役の各報酬については、指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえ、あらかじめ株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、取締役会で決定する。

② 監査等委員である取締役の各報酬については、あらかじめ株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、監査等委員の協議により決定する。

(3) 指名・報酬諮問委員会は、主に取締役報酬水準および構成比率の設定等について定期的に審議を行う。

[社外取締役のサポート体制]

更新

当社社外取締役および社外監査等委員をサポートする体制として、取締役会の資料を電子メール等で事前に共有する体制を整えております。また、内部監査部門である監査部の職員が、監査等委員会スタッフとして監査等委員会の職務を補助し、その業務に関して必要な情報収集を行う体制を構築しております。今後も必要に応じた体制を構築してまいります。

2. 業務執行、監査・監督、指名・報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

更新

■ 経営上の意思決定機関

1. 取締役会

当社の取締役会は、9名で構成され、うち4名は、社外取締役であります。代表取締役社長を議長とし、業務執行に関する重要な意思決定を決議するとともに、取締役の職務の執行を監督しております。当社の取締役会は、原則毎月1回定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

2. 経営会議、各種委員会

当社は、取締役会の決定した経営の基本方針に基づいて、経営に関する重要事項について協議を行い、又は経営に関する重要事項について報告を受け、会社の経営目標を達成すべく、重要事項を把握、もしくは協議することを目的とし経営会議を設置しております。経営会議は、原則毎月2回以上開催し、代表取締役社長を議長とし、監査等委員以外の常勤取締役、執行役員、所定の部長及び室長で構成されております。またオブザーバーとして、独立社外取締役の常勤監査等委員、監査部長が参加しております。

また、経営会議の諮問委員会として以下の委員会を設置しております。

(ア) ERM委員会

全社のリスクの分析及びそれに基づく対応の検討・実施、リスク管理態勢の適切な運営並びにリスク情報の経営計画等への反映を目的とする。

(イ) コンプライアンス委員会

コンプライアンスに関する事項の分析及びそれに基づく対応の検討・実施、並びにコンプライアンス態勢を適切に運営することを目的とする。

(ウ) 事務委員会

事務処理に関する事項の分析及びそれに基づく対応の検討・実施並びに事務処理態勢を適切に運営することを目的とする。

(エ) システム委員会

社内システム全般に関する事項の分析及びそれに基づく対応の検討・実施並びにシステム管理態勢を適切に運営することを目的とする。

(オ) 商品委員会

商品及び付帯サービス等の開発・改廃に関する事項の分析及びそれに基づく対応の検討・実施並びに商品開発等の態勢を適切に運営することを目的とする。

(カ) 財務管理委員会

流動性リスク及び資産運用リスクに関する事項の分析及びそれに基づく対応の検討・実施、並びに流動性リスク及び資産運用リスク態勢を適切に運営することを目的とする。

■ 監督・監査の状況

1. 監査等委員会

当社の監査等委員会は、4名で構成され、全員社外取締役で構成されております。常勤監査等委員を議長とし、原則毎月1回定時監査等委員会を開催するほか、必要に応じて臨時監査等委員会を開催いたします。各監査等委員は、それぞれ専門的な立場において豊富な経験と高い見識を有しており、内部統制システムを活用した監査・監督を実施し、取締役会その他重要な社内会議に出席し、取締役の職務執行について適宜意見を述べます。また、監査等委員である取締役は、必要な情報の収集や調査を監査部に指示し、監査部が収集した情報や調査の結果を監査等委員会に提示することにより、監査の実効性を確保しております。監査等委員会の主な検討事項は、監査等委員会監査方針及び監査計画、会計監査人の評価及び選解任に関する議案の協議等です。監査等委員会の主な監査活動は、取締役会への出席と意見陳述、取締役との意見交換、内部統制システムの整備・運用状況のモニタリング、稟議等重要な書類の閲覧、重要事業所及び営業拠点への往査、会計監査人の監査の相当性評価等です。また、監査等委員会は、代表取締役社長と四半期に1度、経営方針、会社が対処すべき課題等について意見交換を行っております。加えて、会計監査人及び内部監査部門と相互に緊密な連携を通して、業務及び財産の状況の監査、取締役の業務執行を監督しております。

2. 内部監査の状況

当社は内部監査部門として監査部(4名)を設置し、内部監査を実施しております。監査部は、社内の各部門から独立した組織として客観的な立場から、法令遵守態勢等を含む内部管理態勢の適切性・有効性について他の部門からの干渉を受けることなく検証・評価を行い、課題の改善に向けた指摘・提言を行います。そして、内部監査実施後も是正改善の状況について適時フォローアップ監査を行い、内部監査の実効性確保に努めて

います。また、監査等委員会及び会計監査人との定期的な連絡会を設けており、各監査の実施状況や結果等について意見交換を行うことで適時連携を図り、実効性ある監査の実施に努めております。

■ 指名・報酬の決定に係る機能

取締役会の諮問機関として、取締役の指名・報酬等に関する手続きの公正性・透明性・客観性を強化し、コーポレート・ガバナンスの充実を図るため、任意の指名・報酬諮問委員会を設置しており、その概要につきましては、本報告書の「II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他コーポレート・ガバナンス体制の状況」に記載のとおりです。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、監査を担う監査等委員である取締役が取締役会の議決権を有することにより、取締役会の監督機能を強化し、かつ監督と執行の分野を進めつつ経営の機動性を高め、これらにより当社の企業価値のさらなる向上を図ることを目的として、監査等委員会の形態を採用しております。また、取締役の指名・報酬等に関する手続きの公正性・透明性・客観性を強化し、コーポレート・ガバナンスの充実を図るため、取締役会の諮問機関として任意の指名・報酬諮問委員会を設置しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期日前の発送を検討しております。
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主にご参加頂けるよう、開催日の設定に関しては他社の集中日を避けるとともに、出席しやすい場所（ホテル・貸会議室等）を確保いたしました。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットを通じた議決権の行使ができる環境整備を検討しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	現在参加しておりませんが、参加を含め今後検討いたします。
その他	招集通知は、開催日の3週間以上前に当社ウェブサイトおよびTDNetにより開示しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者 自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	代表取締役を説明者とする、証券会社やIR支援会社が主催する個人投資家向けの説明会に随時参加しております。説明会の内容につき、一部当社ウェブサイトに掲載しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期及び通期の決算発表時において、代表取締役を説明者とする決算説明会を開催しており、説明資料は、当社コーポレートサイトに掲載しております。また、年間を通じてIR担当者が機関投資家と随時面談をしております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報、決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書、会社説明会資料、コーポレート・ガバナンスの状況、株主総会の招集通知、株主総会の決議通知等のIR資料は、当社ウェブサイトに掲載しています。 (https://www.ipetins.com/company/ir/index.html)	
IRに関する部署（担当者）の設置	財務経理部、資産運用部、総務部の各部門が連携しIR活動を担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

補足説明

環境保全活動、CSR活動等の実施

当社はペット保険会社として、お客さまの声へ真摯に対応し事業に反映するとともに、当社を取り巻く社会的課題の解決や環境の改善に貢献することを通じて、経営理念であるペットとの共生環境の向上を目指しております。

これまでに、CSV基本方針を定め、当社の活動が当社の利益だけではなく、ステークホルダーとの共有価値の創造に繋がるものと考え、実践してまいりました。この一環として、当社では、前述のような自社メディアの運営による情報発信に加え、当事業年度は、青森県と動物愛護に関する連携協定を締結しました。本協定では、互いの資源や知見を共有し、官民連携によるさまざまな取組みを通じて、「人と動物が共生する社会の実現」を推進していくことを目指しています。また、当事業年度では、お客さま参加型の写真投稿企画「第6回ワン！にゃん！かるた」において、1投稿につき10円を当社が非営利活動へ寄付する企画とし、一般社団法人クリステル・ヴィ・アンサンブルが実施する保護された犬や猫を一時的に預かるボランティア育成・認知に関する活動への支援に対する寄付や、本社執務フロア内の自動販売機に「災害救助犬ボランティア・ベンダー」を設置し、一般社団法人ジャパンケネルクラブの災害救助犬育成活動に寄付を行っています。

なお、当社では、これまで取り組んできたCSVの活動に加えて、より広い視点で持続可能な社会の実現に向けた当社の責任を捉え、ペットは家族であるという認識を踏まえて、当社が目指す持続可能な社会を「ペットと人とのSDGs」として再構成していきます。今後は、ペットと人間がともに健康で幸せに生きていけるような社会を実現できるように、また、保険会社としての社会的な責任を果たせるように、そして、私たち自身の「うちの子」である従業員が健やかに暮らし、成長していけるように、「ペットと人とのSDGs」の取組みを進めていくとともに、投資家の皆さまにESGの視点で当社の取組みの情報をお伝えしていきたいと考えています。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、コンプライアンスとリスク管理を重視した経営組織体制の構築に向け、内部統制に関する基本的な考え方や取組み方針等を「内部統制システムに関する基本方針」として、取締役会で決議し制定しております。

内部統制システムに関する基本方針

1. 当社および親会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 当社は、保険業法に基づき認可を受けた保険会社として、損害保険の公共性に鑑み、業務の健全かつ適切な運営および保険募集の公正を確保するための態勢を構築する。

(2) 親会社に対して業務の執行状況、当社の重要事項を適時報告する等により情報交換を行い、企業集団としての業務の適正確保に努める。

2. 取締役、執行役員および使用人（以下、「役職員」という。）の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(1) 取締役会および経営会議における取締役・執行役員による職務執行の状況報告を通じて、役職員の職務の執行が法令等に適合していることを確認する。また、経営会議の下部機関としてコンプライアンス委員会を設置し、保険募集管理を含む法令等遵守態勢の全般的統制・管理を行う。

(2) 取締役会は、法令等遵守の具体的なコンプライアンスを推進するための基本的な方針として「倫理規範」および「コンプライアンス基本方針」を定め、役職員へのコンプライアンスの徹底を図る。

(3) 取締役会の諮問機関として、委員の過半数を独立社外取締役で構成する指名・報酬諮問委員会を設置し、取締役の指名、報酬等の決定の手続きに係る透明性および客観性を確保する。

(4) コンプライアンス委員会においては、コンプライアンス課題への対応の具体的実践計画としてコンプライアンス・プログラムを定めるとともに、その進捗を管理するためにコンプライアンスに関する統括部署を設置する。

(5) 「アイペットヘルプライン（内部通報制度）」を設置し、法令遵守の観点より問題が生じた場合（懸念を含む。）には、公益通報者保護法に基づく通報を行うことが可能な体制を整備する。

(6) 反社会的勢力とは一切の関係遮断に取り組み、コンプライアンス委員会で反社会的勢力への対応体制を整備し、社内啓蒙の推進等を行うとともに、外部専門機関とも連携して毅然たる対応を行う。

(7) 情報セキュリティ基本方針」を定め、個人情報を含む情報資産等の管理を適切に行うための態勢を整備する。

(8) 「利益相反管理に関する基本方針」を定め、お客さまの利益を不当に害することのないよう、利益相反のおそれのある取引を管理するための態勢を整備する。

(9) 内部監査部門として執行部門から独立した監査部を設置し、定期的な内部監査を行うほか、財務報告に係る内部統制の整備・運用状況について実査および評価を行う。内部監査結果については監査等委員会に報告を行い、監査等委員は取締役会に報告する。

3. リスク管理に関する体制

(1) 取締役会で適切なリスク管理を行うため、「リスク管理方針」を定め、各種リスクについて常に把握できる体制を整備する。

(2) 「リスク管理方針」にしたがい、リスク管理を適切に実施するための組織・体制を整備し、その責任を明確にするとともに、当社の抱えるリスクおよびリスク管理の状況を取締役に報告する。

(3) リスク管理の状況については監査部の内部監査により有効性の検証、不備は正勧告等を行う。

4. 取締役・執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 取締役および執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するために毎月1回以上の取締役会および経営会議を開催し、また、迅速な意思決定を行うため、必要に応じ臨時または電子による取締役会等を開催し、重要な決定を行う。

(2) 規程等、職務権限、意思決定ルール等を定め、適正かつ効率的に職務の執行が行われる態勢を整備する。

5. 取締役・執行役員の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

規程等を定め、取締役会等の重要な会議の議事録および関連資料ならびにその他取締役および執行役員の職務の執行に係る情報の保存および管理の徹底を図る。

6. 監査等委員会の職務を補助すべき職員に関する事項

(1) 監査部を監査等委員会の職務を補助する組織とし、監査部の職員は監査等委員会の職務を補助するスタッフ（以下、「監査等委員会スタッフ」として、監査等委員会の職務を補助する。

(2) 監査等委員会スタッフに対する人事考課、人事異動および懲戒処分は、監査等委員会の同意を得たうえで行う。

(3) 監査等委員会スタッフは、その業務に関して監査等委員会の指揮命令にのみ服し、監査等委員以外の取締役等からの指揮命令を受けない。

(4) 監査等委員会スタッフは、その業務に関して必要な情報収集権限を有する。

7. 監査等委員会への報告に関する体制

(1) 役職員は、重大な法令・定款違反その他会社の業務または業績に与える重要な事項について、速やかに監査等委員会に報告し、また、コンプライアンス、リスク管理等の状況について定期的に監査等委員会に報告する。

(2) 監査等委員会へ報告をした役職員に対し、会社は当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いをしてはならない。監査等委員会は、その事実を知った場合は、代表取締役に対して是正を要請することができる。

(3) 監査等委員会が、取締役の職務執行に関して意見を表明し、またはその改善を勧告した場合は、当該取締役は指摘事項への対応の進捗状況を監査等委員会に報告する。

(4) 役職員は、内部通報制度の通報内容を速やかに監査等委員会に連絡するとともに、その運用状況を定期的に報告する。

8. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査等委員は、取締役会に出席するほか、経営会議その他の重要な会議または委員会に出席し、意見を述べるができる。

(2) 監査等委員は、重要な会議の議事録、取締役が決議を行った重要な稟議書類等については、いつでも閲覧することができる。

(3) 役職員は、いつでも監査等委員会の求めに応じて、業務執行に関する事項の説明を行う。代表取締役、会計監査人とそれぞれ定期的に会合を開催する。

(4) 監査等委員が、取締役、内部監査部門、会計監査人、およびその他監査等委員の職務を適切に遂行するうえで必要な者（保険計理人や役職員等）との十分な意見交換を行う機会を確保する。

(5) 監査等委員が、その職務の執行について生ずる費用の請求をした場合は、適切に処理する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係遮断に努め、損害保険業に対する公共の信頼を維持し、業務の適切性および健全性を確保するために、「反社会的勢力等への対応に関する基本方針」を定め、反社会的勢力に対して断固たる姿勢で臨んでおります。また、「反社会的勢力等への対応に関する規程」を制定し、反社会的勢力との関係遮断に組織一体となって取り組んでおります。

反社会的勢力等対応部門は総務部とし、総務部は、反社会的勢力等との一切の関係を遮断するため、反社会的勢力と疑われる者または団体の

情報の集積を行うとともに、緊急時の対応のため、全国暴力追放運動推進センター・弁護士等外部専門機関との連携体制を構築しております。
また、具体的な反社会的勢力との取引防止および関係遮断に関する対応策については、総務部長が起案し、取締役会が決裁しております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の整備に向けた取組み

当社は、金融商品取引法、同法の政省令及び貴証券取引所の定める諸規則に基づくほか、内部情報に関する管理基準及び重要事実の公表等に関する運用指針として「適時情報開示規程」を定め、これらを適切に運用することにより、適時に、迅速かつ正確な情報開示を行える社内体制の整備に努めております。また、社内情報は以下の3つに分けており、収集された情報はいずれも適時開示責任者に集められ、所要の検討・手続きを得たうえで公表すべき情報は、適時に公表されることとされております。

(1) 決定事実に関する情報

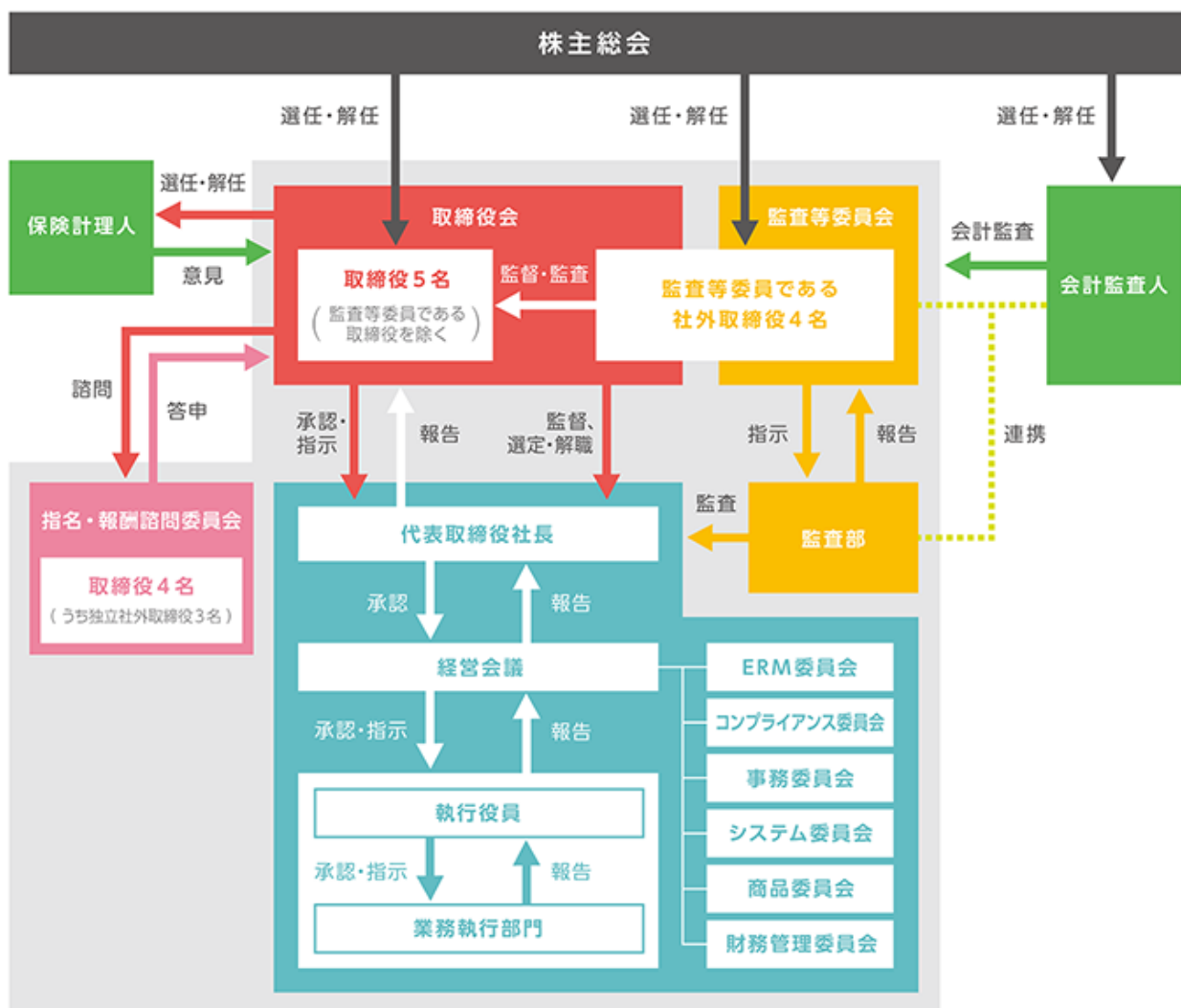
取締役会等の重要会議における付議事項は、情報取扱責任者に予め報告され、適時開示の対象となる重要事実の有無を検討できる仕組みとなっております。重要事実に該当するものがあれば、決議後直ちに開示できるよう開示担当部署である財務経理部に開示資料の作成を指示し、所定の手続きにより開示を行います。

(2) 発生事実に関する情報

該当事実が発生した場合、発生事実の生じた部門から財務経理部へ報告されます。財務経理部は、開示の必要性を検討し、開示資料を作成するとともに、情報取扱責任者、代表取締役の決裁を経た後、速やかに公表できる体制とします。

(3) 決算に関する情報

財務経理部を中心として、経営企画部や総務部等と共同して、決算短信等の決算開示資料を作成し、決算日後45日以内に公表できる体制の構築を目標に準備を進め、目標達成の目途が立っております。



【適時開示体制の概要(模式図)】

○決定事実・発生事実に関する情報の適時開示業務フロー



○決算に関する情報の適時開示業務フロー

